

# 熊本県公報

第 1 1 5 8 6 号  
平成 19 年 8 月 13 日 (月)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 指定居宅サービス事業所の指定 (訪問介護).....(高齢者支援総室) 1
- 指定介護予防サービス事業所の指定 (介護予防訪問介護).....( " ) 1
- 指定居宅サービス事業所の指定 (通所介護).....( " ) 1
- 指定介護予防サービス事業所の指定 (介護予防通所介護).....( " ) 1
- 指定介護老人福祉施設の指定.....( " ) 2
- 指定居宅サービス事業所の指定.....( " ) 2
- 指定介護予防サービス事業所の指定.....( " ) 2
- 建築士を対象とする講習の指定.....(建 築 課) 2

## 告 示

### 熊本県告示第 691 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 8 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
翠光園 球磨郡あさぎり町深田東 410 番地	社会福祉法人翠光園	平成 19 年 8 月 1 日

### 熊本県告示第 692 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 8 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
翠光園 球磨郡あさぎり町深田東 410 番地	社会福祉法人翠光園	平成 19 年 8 月 1 日

### 熊本県告示第 693 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 8 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
松風園茂木根の家 天草市本渡町広瀬 2175 番地	社会福祉法人北斗会	平成 19 年 8 月 1 日

### 熊本県告示第 694 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス

事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 8 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
松風園茂木根の家 天草市本渡町広瀬 2175 番地	社会福祉法人北斗会	平成 19 年 8 月 1 日

熊本県告示第 695 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 48 条第 1 項の規定により指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成 19 年 8 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
特別養護老人ホームたくまの里 熊本市御領一丁目 13 番 26 号	社会福祉法人くまもと福祉会	平成 19 年 8 月 1 日

熊本県告示第 696 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 8 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
たくまの里 熊本市御領一丁目 13 番 26 号	社会福祉法人くまもと福祉会	平成 19 年 8 月 1 日

熊本県告示第 697 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 8 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
たくまの里 熊本市御領一丁目 13 番 26 号	社会福祉法人くまもと福祉会	平成 19 年 8 月 1 日

熊本県告示第 698 号

建築士を対象とする講習の指定に関する要項第 3 条第 1 項の規定に基づき指定したので、同要項第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 8 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 実施法人の名称及び住所  
社団法人 熊本県建築士会 熊本市神水一丁目 3 番 7 号
- 2 定期講習又は特別講習の別  
特別講習
- 3 講習の名称、目的及び対象者
  - (1) 名 称  
建築士法第 22 条に基づく建築士のための指定講習会
  - (2) 目 的  
建築士一般に対して、建築士の社会的責務を認識させるとともに企画、設計、工事監理及び業務の進め方並びに新しい建築技術等に関する知識を付与させることにより、建築士の資質の向上を図り、もって建築設計及び工事監理業務の健全な発展と建築物の質の向上に寄与することを目的とする。
  - (3) 対象者  
建築士一般
- 4 講習の実施日並びに実施会場及びその所在地
  - (1) 実施日 平成 19 年 9 月 22 日

- (2) 実施会場 熊本県立劇場地下大会議室
- (3) 所在地 熊本市大江二丁目7番1号

